議案第７２号

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年８月２８日

北名古屋市長　長　瀬　　保

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布による幼児教育・保育無償化を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年北名古屋市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第１０号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第１１号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第２４号を同条第２９号とし、同条第１８号から第２３号までを５号ずつ繰り下げ、同条第１７号中「特定利用地域型保育を含む。次条第１項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第１項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第２２号とし、同条第１６号を同条第２１号とし、同条第１５号を同条第２０号とし、同条第１４号中「第１４条第１項」を「第７条第１０項第５号」に改め、同号を同条第１９号とし、同条第１３号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第１８号とし、同条第１２号を同条第１７号とし、同条第１１号の次に次の５号を加える。

⑿　満３歳以上教育・保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する満３歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

⒀　特定満３歳以上保育認定子ども　令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。

⒁　満３歳未満保育認定子ども　令第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。

⒂　市町村民税所得割合算額　令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

⒃　負担額算定基準子ども　令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第３条第１項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者

の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第２章第２節（第１３条第１項、第１７条から第２０条まで及び第２７条第３項を除く。）及び第３節中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第５条第１項中「利用者負担」を「第１３条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第６条第３項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第８条中「第７条第２項に規定する」を「第７条第２項の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第９条の見出し及び同条第１項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第２項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第１３条第１項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第１９条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第２７条第３項第２号に掲げる額」に改め、同条第２項中「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当

該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第４項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第３号中「に要する費用（法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア　次の㈠又は㈡に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ㈠又は㈡に定める金額未満であるものに対する副食の提供

㈠　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円

㈡　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ㈡において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）

イ　次の㈠又は㈡に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ㈠又は㈡に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

㈠　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

㈡　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

㈦　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第１４条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第１項中「に規定する施設型給付費をいい、法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第１９条において」を削り、同条第２項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に改める。

第１７条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第１８条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第１９条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第２０条第５号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第１３条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第２７条第３項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第２９条第１項中「（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第３９条第４項において同じ。）」を削る。

第３０条第１項、第３項及び第４項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第３４条第２項第２号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必

要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第３号から第５号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第３５条第３項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）をそれぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「とする」を「と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第３６条第３項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に改め、「同項第１号」の次に「又は第２号」を加え、「第１３条第４項第３号中「除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第３７条第１項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「小規模保育事業Ａ型をいう」の次に「。第４２条第３項第１号において同じ」を、「小規模保育事業Ｂ型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第３章第２節（第３９条第２項、第４０条第２項及び第４６条第５号を除く。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第３８条第１項中「第４２条」を「第４２条第１項」に、「利用者負担」を「第４３条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第３９条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満３歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第４項中「第４２条」を「第４２条第１項」に改める。

第４０条第２項中「法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項中「この項」の次に「から第５項まで」を加え、同項第２号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第４項を同条第９項とし、同項の前に次の１項を加える。

８　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第５条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第４２条第３項中「を行う者であって、第３７条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のもの」を「（第３７条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第７項とし、同条第２項を同条第６項とし、同条第１項の次に次の４項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間で

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

⑵　次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

⑴　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）

⑵　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

４　市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

５　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

⑴　法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）

⑵　児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第４３条第１項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含

む。以下この条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第２項中「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削る。

第４６条第５号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第４３条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第４９条第２項第２号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第３号から第５号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第５０条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第１４条第１項中「特定教育・保育に係る」を「第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１４条第１項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第１９条において同じ。）」及び「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第５０条において準用する次項及び第１９条において同じ。）に係る」を削り、

「に規定する地域型保育給付費をいい、法第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第１９条において同じ。）」を「準用する第１９条」に、「及び第１９条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第１９条」に改める。

第５１条第１項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第２項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第３項中「含むものとして、本章（第３９条第２項及び第４０条第２項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「

抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする」に改める。

第５２条第１項及び第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第３項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２条第１項中「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育

・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第３条を次のように改める。

第３条　削除

附則第５条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１０年」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。